

## 豊丘村定住促進就業祝金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊丘村への定住を促すとともに、雇用の安定と地域の活性化を図ることを目的に、村内定住を決めた就業者に対し豊丘村定住促進就業祝金（以下「祝金」という。）を予算の範囲内で支給することについて豊丘村補助金等交付規則（平成2年豊丘村規則第4号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新規学卒者 中学校、高等学校、専門学校又は大学等のいずれかを卒業し、18月以内に事業所等に就業し、かつ、村内に居住する者をいう。
- (2) Uターン就業者 本村出身者で、本村以外の住所地に居住して本村以外の事業所等に就業した者が、村内へ転入するとともに、事業所等に就業した満30歳未満（就業時）の者をいう。
- (3) 事業所等 本村から通勤可能な範囲内の企業若しくは、農業等個人経営の後継者で、公務員を除く。

### (支給対象者及び祝金の額等)

第3条 第1条の目的を達成するために、次に定める支給対象者に次の額を支給する。

- (1) 新規学卒者 30,000円（但し、就農者は50,000円とする。）
- (2) Uターン就業者 50,000円

2 祝金は、就業後12月を経過した者で、申請時に引き続きその事業所等に就業している者に支給するものとする。

### (支給の申請及び決定)

第4条 祝金の支給を受けようとする者は、豊丘村定住促進就業祝金支給申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。ただし、以前支給を受けた者が再度申請することはできない。

- 2 前項の申請が就業後24月を経過した場合は、受給資格を失う。
- 3 村長は、第1項の申請書の内容を審査したうえで祝金の支給を決定するとともに、豊丘村定住促進就業祝金支給決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(祝金の請求)

第5条 村長に対する祝金の請求は、豊丘村定住促進就業祝金請求書(様式第3号)によらなければならない。

(祝金の返還命令)

第6条 村長は、祝金の支給決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、その支給の決定を取り消すとともに、支給した祝金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、災害その他特別な事由により村長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(1)第2条に規定する資格要件等に変更や虚偽の内容が認められたとき。

(2)その他不正な手段によって祝金の支給を受けたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

(平成23年度における特例措置)

2 第4条第2項中「就業後18月」とあるのは、平成23年度においては「就業後23月」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。